**流通株式の計算における外国投資信託等の取扱いと必要な手続きについて**

東京証券取引所　上場部

（流通株式の計算における取扱いについて）

* 上場維持基準における流通株式の計算においては、上場会社や市場関係者による予見可能性・再現性を高める観点から、原則として、保有割合等の客観的な基準により、流通株式かどうかを判定することとしております。
* こうした考え方に基づき、上場株式数の１０％以上を保有する株主が保有する株式に関しては、原則として流通株式から除外していますが（有価証券上場規程施行規則第８条第１項）、例えば、国内の投資信託に組み入れられている株式等、小口の保有の集積であると認められる場合については、流通株式として取り扱うこととしています（有価証券上場規程施行規則第８条第２項）。
* 投資一任契約に基づく顧客資産運用のために外国投資信託等（組合型ファンドや会社型ファンドを含む）に組み入れられている株式等、小口の保有の集積であると認められる株式（以下「外国投資信託等組入株式」といいます。）についても、国内の投資信託等に組み入れられている株式と同様に、原則として、流通株式として取り扱います（有価証券上場規程施行規則第８条第２項第５号）。
* ただし、外国投資信託等については、その根拠となる国（法律）等によって形態等が異なる場合があることから、外国投資信託等組入株式であることに加えて、当該外国投資信託等の各出資者が小口の保有である（外国投資信託等組入株式の数が上場株式数に占める割合に、当該外国投資信託等の出資者のうち出資割合が最大である者の出資割合を乗じて得た割合が１０％未満である）ことを確認したうえで、流通株式として取り扱うこととしています。
* 外国投資信託等組入株式が、グローバル・カストディアンや受託会社等（以下「カストディアン等」といいます。）の名義で保有されている場合についても、同様です。

（必要な手続きについて）

* カストディアン等の名義で保有されている外国投資信託等組入株式が流通株式に該当すると認められるためには、当取引所が基準日時点における審査に必要な事項を記載いただいた書類（以下（ⅰ）及び（ⅱ））の提出が必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| （ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 名義株主（カストディアン等）が作成した当該株式が顧客等から預託又は信託を受けた株式であることを証する書類 |
| （ⅱ） | 当該株式を名義株主に預託した者又は当該株式について投資権限若しくは議決権行使指図権限を有する者が作成した上場株式数の１０％以上を保有する出資者がいないことを証する書面 |

* 一般に、外国投資信託等の内容等を上場会社が把握することは困難であることから、外国投資信託等組入株式について投資権限又は議決権行使指図権限を有する者や名義株主の協力のもと、書類をご準備いただくことを想定しています。
* （ⅰ）の書類については、大量保有報告書（変更報告書）等において確認できる場合には、当該報告書等で足りるものとします。
* 上場株式数の１０％以上保有する出資者の有無は、外国投資信託等組入株式の数が上場株式数に占める割合に、当該外国投資信託等の出資者のうち出資割合が最大である者の出資割合を乗じて得た割合が１０％未満であるか否かによって判定します。その際、いわゆるmaster-feeder structureを採用している場合には、feeder fundは上記にいう出資者に該当しないものとし、feeder fundに対する出資者をmaster fundに対する出資者とみなして、master fundに対する出資割合が最も高い出資者の出資割合を算定してください。
* 大量保有報告書（変更報告書）等の記載だけでは、基準日時点における出資者の出資状況（上場株式数の１０％以上を保有することになる出資者が存在しないこと）を確認できないことから、別途、上記（ⅱ）の書類を求めています。ただし、投資権限又は議決権行使指図権限を有する者や名義株主の協力が得られず、当取引所の審査に必要な情報が提供されない場合については、投資権限又は議決権行使指図権限を有する者や名義株主から１０％以上を保有する出資者がいることを証する書面が提出された場合を除き、１０％以上を保有する出資者がいないものとみなし、（ⅰ）及び出資者の情報の提供が得られなかったことを記した書類の提出をもって流通株式として取り扱うものとします。
* 上記書類の提出にあたっては、その記載内容を含め事前にご相談いただきますようお願いいたします（参考様式はいずれも一定の保有形態を前提とした記載例となります。）。

以上

（参考様式１）

　年　　月　　日

株式会社　　　　　　　御中

所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当部署：

連絡先：（責任者名）

電話番号：

貴社上場株式（銘柄コード○○）の保有について

弊社を常任代理人とする○○名義にて、基準日である○○○○年○○月○○日時点において、貴社上場株式を○○株保有しておりますが、当該株式については、○○株が顧客から預託を受けた株式であることをここに証するとともに、本書面を株式会社東京証券取引所に提出することに同意いたします。

以上

（参考様式２）

　年　　月　　日

株式会社　　　　　　　御中

所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当部署：

連絡先：（責任者名）

電話番号：

上場株式数の１０％以上を保有する出資者がいないことを証する書面

○○○○年○○月○○日時点において、○○が名義人となっている貴社上場株式○○株（以下「対象株式」といいます。）は、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする○○籍の信託に組み入れられている株式であり、その内容について以下のとおりご報告するとともに、本書面を株式会社東京証券取引所に提出することに同意いたします。

１．対象株式の数

|  |  |
| --- | --- |
| 名義株主 | 株式数 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　株　　　　　　　　　　　　　　　　 |

２．対象株式について投資権限若しくは議決権行使指図権限を有する者（大量保有提出者等）

|  |
| --- |
| 対象株式について投資権限若しくは議決権行使指図権限を有する者 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

1. 当該信託の出資者の状況

○○年○月○日時点で、対象株式の数が上場株式数に占める割合に、当該外国投資信託等の出資者のうち出資割合が最大である者の出資割合を乗じて得た割合は１０％未満です。したがって、対象株式に関して、単独で貴社上場株式の１０%以上を保有する出資者は存在しません。

なお、上記割合は、○○として算定しています。

以上